



# 届出・証明

## 届出

問 住民課

### 戸籍

戸籍は、個人の身分関係を明らかにした書類です。

その内容は、本籍地、筆頭者氏名のほか、各人の氏名、生年月日、父母の氏名と続柄、出生・死亡・婚姻事項などが記載されています。

戸籍は、本籍地のある市区町村役場に保管されており、戸籍に関する証明(戸籍謄抄本や身分証明など)は、戸籍のある市区町村役場で発行します。

### 戸籍関係の主な届出

種類	必要なもの	届出人	届出期間	その他
出生届	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届書1通(医師または助産師の証明があるもの) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳	父または母	出生の日から14日以内(誕生日を含む)	
死亡届	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡届書1通(医師の死亡診断書があるもの)	親族	死亡の事実を知った日から7日以内	町営斎場を利用される場合は、事前に斎場使用時間を電話予約してください。
婚姻届	<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届書1通 <input checked="" type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)	夫および妻		※成人の証人2名の署名が必要。
離婚届	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚届書1通(協議離婚の場合、成人の証人2名の署名が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 調停調書の謄本・審判書又は判決の謄本および確定証明書(裁判離婚の場合必要) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍法77条の2届書1通(婚姻時の氏をそのまま利用したい場合必要) <input checked="" type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)	夫および妻(各裁判離婚の場合は申立人)		
転籍届	<input checked="" type="checkbox"/> 転籍届書1通	筆頭者および配偶者		

※上記各届出書の印鑑の押印は任意です。

※戸籍の届出は24時間受付可能ですが、夜間・休日は防犯目的により役場の入口が施錠されています。夜間・休日に届け出るときは、提出書類などの不足がある場合がありますので、できれば事前に住民課まで確認のお電話をお願いします。



届出・証明

令和6年  
3月1日施行

## 戸籍証明書の請求が便利になりました。



最寄りの市区町村の窓口で  
戸籍証明書等が請求できます。

本籍地のある遠方に行かなくてもOK!

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!

point! 01

戸籍証明書等を請求できる方

- 本人
  - 配偶者
  - 父母、祖父母など(直系尊属)
  - 子、孫など(直系卑属)
- ※きょうだいの戸籍証明書等は発行できません

point! 02

戸籍証明書等を請求するには

- 戸籍証明書等の請求者が直接窓口で請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 請求者の顔写真付きの身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード)の提示が必要です。
- コンピューター化されていない戸籍証明書は請求できません。



制度の詳細は  
こちらで  
確認できます。



法務省 戸籍法改正 検索

## 住民票

住所とは、主に居住されているところを指し、選挙や税金、学校、国民健康保険、各種補助や助成など、役場の事務の基本となるものです。

住民票の発行や印鑑登録は住所地の市区町村役場で行うことになります。

もし住所を変更された場合や世帯の変更を行った場合は、必ず届出をしてください。

## 住民票関係の主な届出

種類	こんなとき	必要なもの	届出期間
転入届	他の市町村から移転してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(前住所の市区町村で発行) <input checked="" type="checkbox"/> 転出手続き済みのマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれか(マイナンバーカードと住民基本台帳カードは暗証番号が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳	広陵町に転入してから14日以内
転出届	他の市町村に移転するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証または資格確認書(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(該当者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 各種医療証(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	転出する日まで、または転出した日から14日以内
転居届	広陵町内で移転するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証または資格確認書(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(該当者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(該当者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 各種医療証(該当者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(交付者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳	転居してから14日以内
世帯主変更	世帯主を変更するとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証または資格確認書(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	世帯主を変更してから14日以内

※住所・世帯の変更に関する届出は、役場の業務時間内に手続きしてください。

※来庁者の本人確認書類の提示がなかった場合、本人に対して異動に関する「お知らせ」を送付します。

※住所などの届けを同世帯以外の方に依頼される場合は、署名又は記名押印のある委任状を依頼者に渡してください。

※本人確認書類については [42ページ](#) をご参照ください。

## 印鑑の登録

印鑑を登録すると、印鑑登録証(カード)により印鑑登録証明書が発行されます。

次に該当する場合は、印鑑登録ができません。

### ●印鑑登録ができない方

1. 広陵町に住居登録がない方
2. 15歳未満の方
3. すでに印鑑登録をしている方(登録できる印鑑は一人1個です。)
4. 意思能力を有しない方

### ●登録できない印鑑について

1. 他の方がすでに登録している印鑑
2. 本名を表していない印鑑(通称名などの印鑑)
3. 氏名以外の文字のある印鑑(職業や住所など)
4. 変形しやすい印鑑(ゴム製など)
5. 印面が欠けていたり摩耗している印鑑
6. 印影が8mm未満または25mm以上の印鑑

## 手続き一覧

種類	申請者	必要なもの	その他
印鑑登録	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録印 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	印鑑登録後すぐに印鑑登録証の交付および印鑑証明の即日発行はできません。 ※ただし、免許証など顔写真の載った公的証明書を提示いただいた場合については、印鑑登録証を交付いたします。
	代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録印 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(登録しようとする印鑑を押印したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類(運転免許証など)	印鑑登録証の即日発行はできません。

種類	申請者	必要なもの	その他
印鑑登録 廃止	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録印 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	
	代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録印 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(登録している印鑑を押印したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類	
印鑑登録証の紛 失、盗難	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録印 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	
	代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録印 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(登録している印鑑を押印したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類	
登録印の 紛失、盗難	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	
	代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(新たに登録する印鑑を押印したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類	

※登録印や印鑑登録証の盗難については、お近くの警察署にお届けください。

※本人確認書類については [42ページ](#) を参照ください。

## 住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できます

住民票やマイナンバーカードに旧姓(旧氏)の併記を希望される方は、役場住民課で手続きを行ってください。

### ●必要書類

記載したい旧姓(旧氏)が記載されている戸籍から現在の氏が記載されている戸籍に至るすべての戸籍

マイナンバーカード

※詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

※旧姓(旧氏)を併記された方は旧姓(旧氏)での印鑑登録をすることができます。



## 外国人住民の制度について

平成24年7月9日から、外国人登録制度は廃止され、外国人住民の方は、住民基本台帳制度へ移行となりました。

### ●対象者

登録の対象者は、3か月を超える在留期間のある方です。旧外国人登録制度とは異なり、在留資格が「短期滞在」、在留期間3か月以下の方、在留資格のない方は登録の対象外となります。また、「公用」や「外交」、これに準じるものとして法務省令で定める在留資格についても対象外です。

### ●住民票の作成

制度開始と同時に、対象者の方には日本人と同様に住民票が作成されました。

これにより、日本人と外国人で構成される世帯については、世帯全員が記載された住民票を取得することが可能となりました。

なお、以前の「外国人登録原票記載事項証明書」の発行はできません。

居住地履歴や上陸許可年月日などの外国人登録の情報は住民票には記載されませんので、必要であれば、入国管理局へ開示請求を行っていただくようお願いいたします。

### ●在留カード・特別永住者証明書への切り替えについて

制度変更に伴い、中長期在留者の方には入国管理局で「在留カード」、特別永住者の方には市区町村役場で「特別永住者証明書」が交付されます。しばらくの間は、現在お持ちの「外国人登録証明書」をご利用いただけます。使用期限は、在留資格や年齢によって異なりますので、下記の表をご覧ください。

※下記期間内に切替申請を行ってください。

施行日：平成24年7月9日

#### 外国人登録証明書を使用できる期間

	永住者	非永住者	特別永住者
施行日に 16歳以上	3年を経過する日	在留期間満了日	登録証記載の切替基準日と施行後3年を経過する日の遅い方
施行日に 16歳未満	3年を経過する日 と16歳の誕生日 の早い方	在留期間満了日 と16歳の誕生日 の早い方	16歳の誕生日

#### 在留カード・特別永住者証明書への切替申請、交付場所

	永住者	非永住者	特別永住者
	入国管理局		市区町村役場

### ●手続きの変更点

#### 入国管理局への届け出

在留資格・氏名・国籍等、居住地以外の変更届け出は、入国管理局で行ってください。

※その後の市区町村役場への報告は不要です。

特別永住者の方については従来通り、市区町村役場で手続きを行います。

## 市区町村役場への届け出

### 1. 入国後の新規登録

住所を定めてから14日以内に、市区町村役場の窓口で転入手続きを行います。入国時、空港で発行された在留カードをお持ちください。カードの裏面に住所を記載します。

※在留カードの発行ができない空港から入国された方には、パスポートに、後日在留カード交付の旨が記載されますので、そちらをお持ちください。

### 2. 他市区町村からの転入

住所を定めてから14日以内に、市区町村役場の窓口で転入手続きを行います。前住民登録地から発行された「転出証明書」と在留カードをお持ちください。

### 3. 国外への転出

国外へ転出される場合で、1年以上帰国の予定がないときは、必ず市区町村役場に国外転出の届け出を行ってください。

### 4. 他市区町村への転出

広陵町から他の市区町村へ引っ越すとき、あらかじめ転出手続きをしておく必要があります。引っ越し予定日のおおむね14日前から届け出いただけます。郵送による届け出もできます。

転出の届け出をすることで「転出証明書」が発行されます。

新しく住民登録される市区町村役場へ転入届と併せて提出してください。

### 5. 広陵町内での転居

広陵町内での別の住所へ引っ越したときは、引っ越した日から14日以内に「転居届」が必要です。



## 各種証明

問 住民課

住民課で証明する主なものは、次のとおりです。

種類	説明	請求できる方の範囲	手数料		
住民票謄本	同一世帯の方全員を記載した住民票です。	本人または同一世帯の方 ※本人確認書類必要	200円 ※1 令和7年4月1日から300円		
住民票抄本	同一世帯のうち、一人(または一部の方)を記載した住民票です。				
住民票除票	以前住所が広陵町にあったが、転出や死亡などの理由により、除かれた住民票です。(※法改正(令和元年6月20日施行)により、除票の保存年限が5年から150年に変更されました。ただし、すでに保存年限を経過しているもの(平成26年3月31日以前に削除されたもの)については発行できません。)				
住民票記載事項証明	提出先指定の様式に記載された内容が、正しいことを証明するものです。または町指定様式で証明します。 ※手書きで住所を記入される場合は、「北葛城郡」の「葛」は「葛」ではありませんので、ご注意ください。				
所得証明	申告のあった年の所得額を証明します。所得のあった年の翌年の1月1日に居住していた市町村で発行されます。 (例)令和5年の所得証明は令和6年1月1日に居住していた市町村で発行する。				
課税(非課税)証明書	上記所得証明の内容に加え、住民税の課税額および控除内容が記載されています。				
納税証明	その年度の税の種類別課税額と実際に納めていただいた納税額の証明です。				
滞納なき証明	町税などの滞納がない証明です。				
戸籍謄本(戸籍全部事項証明)	同一戸籍の方全員を記載した戸籍です。			本人と本人の配偶者、本人から見て直系尊属(父母など)、直系卑属(子など) ※本人確認書類必要	450円
戸籍抄本(戸籍個人事項証明)	同一戸籍のうち、一人(または一部の方)を記載した戸籍です。				
除籍謄本	同一戸籍の方全員が除籍になったため、除かれた戸籍です。				
平成改製原戸籍謄本	戸籍がコンピュータ化になる前、平成12年10月24日以前の戸籍です。				
昭和改製原戸籍謄本	昭和30年頃におこなわれた戸籍改製以前の戸籍です。				
戸籍附票謄本(戸籍附票全部事項証明)	同一戸籍の方全員の住所異動を記載した書類です。				
戸籍附票抄本(戸籍附票個人事項証明)	同一戸籍のうち、一人(または一部の方)の住所異動を記載した書類です。				
(広域交付)戸籍謄本	同一戸籍の方全員を記載した本籍地が広陵町以外の戸籍です。				
(広域交付)除籍謄本	同一戸籍の方全員が除籍になったため除かれた本籍地が広陵町以外の戸籍です。				
戸籍電子証明書提供用識別符号	行政手続きにおいて、自分の戸籍の電子的記録事項の証明情報を提供するために必要な数字16ケタのコードです。	本人と本人の配偶者、本人から見て直系尊属(父母など)、直系卑属(子など) ※顔写真付き本人確認書類必要 ※代理人や郵送になる請求は本籍地のみでの発行になります。	400円		
除籍電子証明書提供用識別符号				700円	

種類	説明	請求できる方の範囲	手数料
独身証明	独身である事の証明です。	本人のみ請求可能 父母に限り委任状の添付があれば請求可 ※本人確認の書類必要	350円
身分証明	禁治産・破産の通知を受けていないことの証明です。	本人のみ請求可能 ※本人確認の書類必要	200円 ※1
戸籍記載事項証明	戸籍に記載された身分事項に関する証明です。 (例)出生事項や婚姻事項など	本人およびその配偶者と直系尊属・卑属 ※本人確認の書類必要	350円
受理証明	広陵町に届け出された、戸籍に関する届書の証明です。	届出人のみ請求可能 ※本人確認の書類必要	350円
評価証明	土地・家屋の物件内容や評価額を記載した証明です。	所有者本人、または所有者死亡の場合は相続人 ※本人確認の書類必要	5件を超えるごとに200円 ※1
公課証明	土地・家屋の課税標準額や税額を記載した証明です。		
住宅用家屋証明	登記の税率が軽減される家屋であることの証明です。	どなたでも請求可能	1,300円
臨時運行許可	車検や修理のために、仮ナンバーを貸与します。	どなたでも請求可能 ※本人確認の書類必要	750円
印鑑登録証明書	登録された印鑑であることを証明します。	どなたでも請求可能 (印鑑登録証が必要) ※本人確認の書類必要	200円 ※1 令和7年4月1日から300円

※申請書には、内容を正確に記載してください。記載された内容が異なる場合は、証明書の交付はできません。  
 ※上記の申請で請求できる方の範囲外の方が申請される場合は、「署名又は記名押印のある委任状」が必要です。  
 ※第三者の方が請求する場合には、権利行使、義務履行のために必要であることの請求理由を具体的に示していただき、関係資料の提示をお願いすることがあります。正当な利害関係のある方以外の請求には応じられません。  
 ※1 令和7年4月1日から役場窓口、サービスカウンターの各種証明書の交付手数料200円が300円に変更になります。

届出・証明

### ▶ 役場以外での各種証明の交付

一部証明につきましては、広陵町役場に来庁されなくても、お近くの施設(サービスカウンター)で請求することが可能です。

#### ● サービスカウンター設置場所

- さわやかホール ・ 図書館 ・ 箸尾郵便局
- 広陵真美ヶ丘北郵便局 ・ 広陵真美ヶ丘南郵便局
- 香芝真美ヶ丘郵便局(エコー・マミ内)

### ▶ 交付可能な証明書の種類と条件

種類	サービスカウンターで請求できる方の条件
戸籍全部(一部)事項証明	本人または同一戸籍内の方のみ請求可能
戸籍附票全部(一部)事項証明	本人または同一戸籍内の方のみ請求可能
住民票謄(抄)本	本人または同一世帯内の方のみ請求可能
住民票記載事項証明	本人または同一世帯内の方のみ請求可能 広陵町指定様式に限ります。
印鑑登録証明	印鑑登録証(カード)が必要です。
所得証明、課税証明、納税証明	本人または同一世帯内の方のみ請求可能 ※ただし、郵便局は本人のみ請求可能です。

※サービスカウンターで証明書の請求をされた場合、本人確認の書類が必要です。(本人確認書類一覧 [📖 42ページ参照](#))

#### ● 業務取扱曜日

月曜日～金曜日(休日および12月28日から1月4日を除く。)  
 ※図書館については、火曜日～金曜日(休館日を除く。)

#### ● 業務取扱時間

午前9時～午後5時  
 ※図書館については、午前9時30分～午後4時30分

### ▶ 郵便での各種証明の交付

各種証明を郵便で請求する場合は、郵便請求申請書に記載のうえ、必要なものを同封し、広陵町役場住民課宛に郵送してください。詳しくは町ホームページに掲載している郵便請求申請書をご覧ください。  
 ※各市区町村の役所(役場)に備えている郵便請求申請書でも、請求できます。  
 ※郵便事情によりますが、ポストに投函していただいてからお手元に届くまで、約1週間～10日間かかります。お急ぎの場合は、速達郵便(返信も含む)をご利用ください。

## マイナンバーカードでコンビニ交付サービス

広陵町では、住民のマイナンバー（個人番号）カードを活用したコンビニ交付サービスを実施しています。休日や夜間など、役場が閉庁している時間帯でも全国のコンビニ等に設置しているキオスク端末（マルチコピー機）で住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書などを取得できます。

- 窓口が閉庁している時間帯（早朝・深夜 午前6時30分～午後11時）や土・日・祝日でも証明書を取得することができます。（12月29日～1月3日を除く、メンテナンス日を除く）
- 最寄りのコンビニなどで証明書が取得できますので、急に証明書が必要になった際も、利用可能時間内であればすぐに取得できます。

### ●コンビニ交付サービスを利用できる方

広陵町に住民登録をしている方で、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方。 ※暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。

#### 取得できる証明書と発行手数料

証明書の種類	料金	備考
住民票の写し	200円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広陵町に住民登録がある本人または同一世帯の方の現在の住民票です。</li> <li>• 本籍、続柄、個人番号の記載の有無を選択できます。</li> <li>• 住民票コードは記載できません。</li> </ul>
印鑑登録証明書	200円	• 広陵町で印鑑登録している本人の証明書
課税（非課税）証明書	200円	• 前年の所得、控除額（扶養人数等）、課税額等が記載された証明書です。（最新年度分のみ可）
所得証明書	200円	• 前年の所得が記載された証明書です。（最新年度分のみ可）
納税証明書	200円	• 最新年度について、入金から5日以上経過しないと証明書に反映されません。（直近2カ年度分のみ可）

#### 利用可能時間

午前6時30分～午後11時の間で店舗営業時間のみ。（12月29日～1月3日を除く、メンテナンス日を除く）  
※メンテナンス日は確定次第、町ホームページでお知らせします。ただし、設備故障などによる緊急メンテナンスに伴い、予告なくサービスを停止する場合があります。

#### 利用できる店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール本州、四国の「イオン」「イオンスタイル」など

#### ご注意ください

暗証番号を3回間違えるとロックがかかりコンビニ交付ができなくなります。  
ロックの解除はマイナンバー（個人番号）カードを持参し、住民課窓口へお越しください。  
セブン-イレブンで再設定ができます。手続きについては住民課までお問い合わせください。

## 本人確認の書類

皆さんの個人情報を守るために「本人確認」を行います。本人確認の書類が必要です。

平成20年5月1日から、戸籍法および住民基本台帳法の改正に伴い、窓口に来られた方の本人確認が必要になりました。お手数をおかけしますが、本人確認ができる次の書類をお持ちになり交付請求などにお越しください。

### ●本人確認書類一覧

1点で確認 右欄から1点 (1号書類)	マイナンバーカード／運転免許証／旅券／在留カード／特別永住者証明書／住民基本台帳カード（写真付き）／国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き）／海技免状／電気工事士免状／無線従事者免許証／動力車操縦者運転免許証／運航管理者技能検定合格証明書／猟銃・空気銃所持許可証／特殊電気工事資格者認定証／認定電気工事従事者認定証／耐空検査員の証／航空従事者技能証明書／宅地建物取引士証／船員手帳／戦傷病者手帳／教習資格認定証／身体障がい者手帳／療育手帳／小型船舶操縦免許証／警備業法23条第4項に規定する合格証明書／運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）				
2点で確認 (イ欄から2点またはイ欄と ロ欄から1点ずつ) (2号書類)	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">イ 欄</td> <td>国民健康保険の保険証／健康保険証／後期高齢者医療被保険者証／船員保険証／介護保険被保険者証／共済組合員証／年金手帳／国民年金証書／厚生年金保険証書／船員年金保険証書／共済年金証書／恩給証書／写真付きでない住民基本台帳カード／精神障がい福祉保健手帳（障がい者手帳）／基礎年金番号通知書／資格確認書</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">ロ 欄</td> <td>学生証（写真付き）／法人が発行した身分証明書（写真付き）／国・地方公共団体の機関が発行した1号書類以外の資格証明書（写真付き、危険物取扱者免状・消防設備士免状 等）</td> </tr> </table>	イ 欄	国民健康保険の保険証／健康保険証／後期高齢者医療被保険者証／船員保険証／介護保険被保険者証／共済組合員証／年金手帳／国民年金証書／厚生年金保険証書／船員年金保険証書／共済年金証書／恩給証書／写真付きでない住民基本台帳カード／精神障がい福祉保健手帳（障がい者手帳）／基礎年金番号通知書／資格確認書	ロ 欄	学生証（写真付き）／法人が発行した身分証明書（写真付き）／国・地方公共団体の機関が発行した1号書類以外の資格証明書（写真付き、危険物取扱者免状・消防設備士免状 等）
イ 欄	国民健康保険の保険証／健康保険証／後期高齢者医療被保険者証／船員保険証／介護保険被保険者証／共済組合員証／年金手帳／国民年金証書／厚生年金保険証書／船員年金保険証書／共済年金証書／恩給証書／写真付きでない住民基本台帳カード／精神障がい福祉保健手帳（障がい者手帳）／基礎年金番号通知書／資格確認書				
ロ 欄	学生証（写真付き）／法人が発行した身分証明書（写真付き）／国・地方公共団体の機関が発行した1号書類以外の資格証明書（写真付き、危険物取扱者免状・消防設備士免状 等）				

◎本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

◎ご不明な点は、職員までお尋ねください。

◎令和7年12月2日以降各種健康保険証は、本人確認書類としてご利用できません。

# 本人通知制度

平成26年11月1日施行

## ●本人通知制度とは

住民票の写しなどを第三者に交付したとき、事前登録した方を対象に交付した事実を通知する制度です。住民票の写しなどの交付事実を通知することによって、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止および防止をする目的としています。

### 登録できる方

- 広陵町に住民登録している方(住民登録して消除された方を含む)
- 広陵町の戸籍簿に記載されている方(戸籍を除籍された方を含む)
- \*亡くなられた方、失踪宣告を受けた方、国内に住所がない方は登録できません。

### 登録方法

#### 本人が申し込みする場合

- 本人通知制度事前登録申込書(申込用紙は、様式第1号(第4条関係))
- 登録者本人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・旅券などの官公署が発行する写真貼付の有効期限内のもの)
- \*疾病や居住地が遠方などの特別な理由で直接申し込みできない方は、郵送による申し込みもできます。本人通知制度事前登録申込書・本人確認書類(写し)は必ず同封してください。

### 送付先

〒635-8515  
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1  
広陵町役場 住民課

#### 代理人が申し込みする場合

- (1)未成年者の法定代理人(親権者)
  - 本人通知制度事前登録申込書(申込用紙は、様式第1号(第4条関係))
  - 代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・住基カード・旅券などの官公署が発行する写真貼付の有効期限内のもの)
  - 登録者の戸籍謄抄本(親権を確認できる書類)
  - \*登録者の本籍が広陵町の場合は必要ありません。
- (2)成年被後見人の法定代理人(成年後見人)
  - 本人通知制度事前登録申込書(申込用紙は、様式第1号(第4条関係))
  - 代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・住基カード・旅券などの官公署が発行する写真貼付の有効期限内のもの)
  - 後見人であることが確認できる書類(登記事項証明書)

## (3)その他の代理人の場合

- 本人通知制度事前登録申込書(申込用紙は、様式第1号(第4条関係))
- 代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・住基カード・旅券などの官公署が発行する写真貼付の有効期限内のもの)
- 登録者からの委任状(署名又は記名押印のあるもの)

### 通知の対象となる証明書

1. 住民票の写し(除票を含む)
2. 住民票記載事項証明書
3. 戸籍謄本・戸籍抄本(除籍・改製原戸籍を含む)
4. 戸籍の附票の写し(除附票の写しを含む)

### 登録期間

登録者名簿に登録した日の翌日から起算して3年です。引き続き本人通知制度の利用を希望される方は、満了日1か月前から更新手続きが必要です。

### 通知内容

1. 交付年月日
2. 交付した証明書の種類
3. 交付通数
4. 交付請求者の種別(代理人・第三者の別)

### 注意事項

交付請求者の氏名や住所を通知することはありません。内容を確認したい方は、広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき開示請求を行うことができます。

### 通知対象にならないもの

1. 住民票関係は、同一世帯の方からの請求。戸籍および戸籍の附票関係は、同一戸籍に記載されている方、直系尊属もしくは直系卑属からの請求のもの
2. 国または地方公共団体からの交付請求により交付したもの
3. 訴訟、紛争の解決、債権回収等のための交付で、本人に通知することにより第三者の権利行使の妨げとなるもの

